

「草加サタデースクール」及び、 8月末の夏季休業日の3日間短縮の廃止について

令和6年12月

保護者・地域の皆様

草加市教育委員会

保護者・地域の皆様には、日ごろから本市の学校教育の推進に、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では「授業時数の十分な確保」等を目的とし、平成28年度から振替休業日を設定しない土曜授業（草加サタデースクール）を年間3回（令和3年度までは年間5回）実施するとともに、8月末の夏季休業日の3日間短縮を行ってまいりました。しかし近年、国や県からは学校における働き方改革の一環として、学校において標準授業時数を大幅に上回ることはないよう見直しが求められており、授業時数を多く設定する取り組みを継続することが難しい状況となっております。

このことから、令和7年度より市内一斉での振替休業日を設定しない草加サタデースクールを廃止するとともに、8月末の夏季休業日の3日間短縮をなくし、8月31日までを休業日にすることといたしました。なお、市内一斉での草加サタデースクールが廃止されましても、各校が自校の計画に沿って行う土曜日の公開授業や学校行事などの取組は、代わりの振替休業日を設定の上これまで通り実施をし、開かれた学校づくりが推進できるようにしてまいります。

なお、各校の開校記念日は、これまでどおり授業日といたします。

何卒、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

「草加サタデースクール」及び、夏季休業日の3日間短縮の開始から廃止までの経緯

平成28年度	・「草加サタデースクール」（年間5回）及び、夏季休業日の3日間短縮を開始しました。 【目的】 ①授業時数の十分な確保 ②土曜日等の児童生徒の有意義な過ごし方の支援 ③開かれた学校づくりの推進
令和3年度	・「草加市立小中学校土曜授業等実施要項」が改正され、「草加サタデースクール」の回数が年間3回に改正されました。
「草加サタデースクール」及び、夏季休業日の3日間短縮を続けることで ①教育課程にゆとりを持たせることができ、学力の向上につながった。 ②子どもと向き合う時間を増やすことで、教員と子どもとの信頼関係を深めることができた。 ③学校・家庭・地域が一体となった公開授業が実施しやすくなり、一層の連携を深めることができた。 といった、一定の成果が見られました。	
令和5年度	・教師を取り巻く環境整備についての議論が全国的に行われ、国や県からも適正な業務改善や負担軽減についての提言や通知が出されました。 ・国や県からの提言や通知は、誰一人取り残されない教育の実現のため、多様な子どもたちへのきめ細やかな対応を行うことができるよう、まずは、教職員が心身ともに健康で、豊かなライフワークバランスのもとで教育を進めるといった学校における働き方改革を含む教師を取り巻く、持続可能な環境整備の一つで、年間の標準授業時数を大幅に上回っている学校に対して、見直し・改善を求めるものでした。
令和6年度	・草加市においても、年間の標準授業時数を大幅に上回っていた学校は、授業時数を減らすために、学期末に短縮の日を複数日設定したり、午前中のみ授業を行う日を設定したりするなどの対応を行っている現状があります。 ・これらを踏まえ、「草加サタデースクール」及び、8月末の夏季休業日の3日間短縮を令和7年度より廃止することといたしました。

問合せ先

草加市教育委員会 教育総務部指導課

電話 048-922-2748